

○独立行政法人航海訓練所会計規程

〔平成13年4月1日〕
〔訓練所規程第2号〕

最終改正 平成20年3月31日訓練所規程第14号

目次

- 第1章 総則（第1条 第5条）
- 第2章 勘定及び会計帳簿（第6条 第10条）
- 第3章 金銭出納（第11条 第20条）
- 第4章 資金（第21条 第29条）
- 第5章 債権（第30条 第31条）
- 第6章 資産（第32条 第35条）
- 第7章 負債及び純資産（第36条 第37条）
- 第8章 調達（第38条 第47条）
- 第9章 予算（第48条 第49条）
- 第10章 決算（第50条 第51条）
- 第11章 内部監査（第52条）
- 第12章 弁償責任（第53条 第55条）
- 第13章 雑則（第56条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、業務遂行に関する取引を正確かつ迅速に処理し、航海訓練所の財政状態及び運営状況に関し真実明瞭な報告を行うとともに、業務の効率的な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 航海訓練所の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人航海訓練所法（平成11年法律第213号。以下「個別法」という。ただし、第33条中の「個別法」は、この限りではない。）、独立行政法人航海訓練所に関する省令（平成13年国土交通省令第51号。）、その他関係法令及び独立行政法人航海訓練所業務方法書（平成13年訓練所規程第1号）並びに独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年2月16日制定）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（会計年度及び区分）

第3条 航海訓練所の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 航海訓練所の資産、負債及び資本の増減及び異動並びに収益及び費用は、その原因となる事実が発生した日の属する年度により所属する年度を区分するものとする。ただし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日の属する年度による。

(会計単位)

第4条 会計単位は、航海訓練所をもって1単位とする。

(職制及び責任者)

第5条 事務局長は、会計に関する事務を総括し、その責任を負う。

2 会計課長は、事務局長の下で会計に関する事務を行い、その責任を負う。

第2章 勘定及び会計帳簿

(原則)

第6条 会計取引は、すべて適正な勘定科目に仕訳し、整然かつ明瞭に伝票及び帳簿に記録、整理しなければならない。

(会計伝票)

第7条 すべての会計取引は、会計伝票により処理しなければならない。

2 会計伝票は、取引の発生を証する証拠書類等をもって作成し、必ずこれらを添付し、会計課長の承認を得ることを要する。

3 会計伝票は、会計課長がその内容、金額、科目の妥当性の検討を行い、その承認をもって発効する。

(勘定科目)

第8条 使用する勘定科目は、別に定める。また、必要に応じて勘定科目に内訳項目を定めることができる。

2 勘定科目は、原則として会計年度の途中において変更しない。

3 勘定科目等の新設又は変更する必要がある場合は、理事長がこれを行う。

(会計帳簿)

第9条 会計帳簿は、総勘定元帳、仕訳帳及び必要な補助簿とする。ただし、仕訳帳は会計伝票で代替することができる。

2 会計課長は、会計帳簿の記載金額及び内容を常に精査し、誤記、脱漏のある場合は速やかに修正しなければならない。

3 会計帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。ただし、補助簿についてはこれを更新することが不相当と認められるものは、継続的に記録を行うことができる。

4 会計帳簿は、コンピュータへの入力記録により作成するものとする。ただし、手書きにより作成することが適当と認められるものはこの限りでない。

(帳簿等の保存)

第10条 帳簿等の保存期間は、次のとおりとする。

一 財務諸表及び添付書類	30年
二 会計帳簿及び会計伝票	10年
三 証拠書類等	10年
四 前3号以外の書類等	事務局長の定めた期間

- 2 前各号の期間経過後において、これを処分する場合には、事務局長の承認を得なければならない。
- 3 保存期間は、各決算期末の翌日からこれを起算する。

第3章 金銭出納

(金銭)

第11条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

- 2 現金とは、通貨のほか、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書、銀行払歳出金支払通知書、国庫金支払通知書、期限の到来した公社債等の利札その他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
- 3 預金とは、金融機関に対する預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。
- 4 手形及び有価証券は、金銭に準ずるものとして取扱う。

(出納責任者)

第12条 金銭の出納及び保管に関しては、会計課長が責任を負う。

- 2 会計課長は、金銭の出納及び保管事務を取り扱わせるため、出納事務担当者を定めることができる。

(出納)

第13条 金銭の出納は、会計伝票及び証拠書類等に基づき、出納事務担当者が行う。

(領収書等)

第14条 会計課長又は出納事務担当者は、金銭を收受したときは、領収書又は預り証を発行し、金銭の支払をしたときは、領収書又は預り証を受け取らなければならない。ただし、金融機関からの口座振込の場合は、振込通知書をもってこれに代えることができる。

(支出)

第15条 支払は、原則として、取引銀行からの口座振込又は小切手により行うものとする。ただし、役員及び職員(以下「役職員」という。)に対する支払、小口現金払その他取引上必要がある支払は、通貨をもって行うことができる。

(小口現金)

第16条 特定の小口支払に充てるため、会計課長が特に必要と認めた場合には、責任者、用途、1口の支払金額の制限等を定め、定額資金前渡制度による小口現金を置くことができる。

- 2 小口現金は、毎月末及び特に定められた日に精算を行い、補充するものとする。

(前払い、仮払い及び立替払)

第17条 経費の性質上又は業務上必要がある経費については、前払い又は仮払いを行うことができる。

- 2 役職員は、緊急やむを得ないときは、物品の購入代金又は経費等の立替払を行うことができる。

(金銭の保管)

第18条 会計課長、小口現金を保管する責任者及び出納事務担当者は、その取り扱いに係る金銭について善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

2 金銭及び印鑑の保管については、これを金庫に格納のうえ、施錠しなければならない。

3 金庫の鍵は、金庫毎に会計課長又は小口現金を保管する責任者がこれを保管する。
(金銭の過不足の処理)

第19条 会計課長又は小口現金を保管する責任者は、金銭に過不足を生じた場合には速やかにその原因を究明し、事務局長に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた事務局長は、速やかに理事長に報告しなければならない。
(事故の報告)

第20条 会計課長又は小口現金を保管する責任者は、金銭の亡失、盗難等事故が発生したときは、速やかに事務局長に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた事務局長は、速やかに理事長に報告しなければならない。

第4章 資金

(資金管理の目的)

第21条 事務局長は、円滑な経営活動を行うために資金の有効な調達及び運用を図ることを目的に資金の管理を行うこととする。

(資金繰り)

第22条 会計課長は、資金の効率的な管理を行うために資金繰り表を作成する。

(有価証券の定義)

第23条 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他国土交通大臣が指定する有価証券をいう。

(有価証券の評価方法)

第24条 有価証券については、原則として購入代価に付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、取引所の相場のある有価証券については、時価が取得原価よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

(金融機関との取引)

第25条 航海訓練所の預金口座を設ける金融機関(以下「取引銀行」という。)は事務局長が指定するものとする。ただし、主要取引銀行を変更する場合は、理事長が指定するものとする。

2 前項の規定により指定又は変更した場合は、理事会に報告しなければならない。
(金融機関との残高確認)

第26条 取引銀行の残高確認は、事務局長が書面にて定期的に行うものとする。

(送金)

第27条 各練習船の所要資金として、資金繰り表及び予算配算計画に基づき、会計課から必要額を送金するものとする。

(余裕金の運用)

第28条 理事長は、余裕金の運用に当たっては、別に定めるところにより、業務の執行

に支障のない範囲内で効率的に行うものとする。

(取引銀行の経営把握)

第29条 事務局長は、取引銀行の決算、中間決算及び必要の都度、経営状況を把握し、理事会に報告しなければならない。

第5章 債権

(収入金の請求)

第30条 航海訓練所の収入となるべき金額を収納しようとするときは、債務者に対して納入金額を明らかにし、かつ、納入期限及び納入場所を指定して債務の請求を行うものとする。

(督促)

第31条 前条の規定による納入期限までに払込みをしない債務者に対しては、その払込みを督促し、収入の確保を図らなければならない。

第6章 資産

(資産の区分)

第32条 資産の科目は、流動資産及び固定資産に区分し、別に定める。

(たな卸資産の評価)

第33条 たな卸資産の評価方法は、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法等のうち、あらかじめ定めた方法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得原価よりも下落した場合は、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

(固定資産の価額)

第34条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。ただし、無形固定資産については、有償取得の場合に限り、その対価をもって取得価額とする。

- 一 新規に取得するものについては、買入価額、製作費又は建設費に当該資産を事業の用に供するまでに通常必要とする費用を加算した価額とする。
- 二 交換により取得するものについては、原則として譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額とする。
- 三 贈与、譲渡、寄附その他により評価編入するものについては、適正に評価した額による。
- 四 政府から現物出資として受け入れた固定資産については、個別法の現物出資の根拠規定に基づき国土交通省所管独立行政法人出資財産評価委員会が決定した価額を残存価額とする。

2 固定資産は、その増減及び異動を固定資産台帳によって物件別に明らかにしておくものとする。なお、固定資産の管理運用及び手続きについては別に定めるものとする。

(減価償却)

第35条 固定資産の減価償却は、定額法により行う。

2 耐用年数、残存価額等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める基準を勘案して、減価償却を行うものとする。なお、特定の用に供する固定資産の減価償却を実施する期間については、個々の状況を判断し

て定めるものとする。

第7章 負債及び純資産

(負債の区分)

第36条 負債の科目は、流動負債及び固定負債に区分し、別に定める。

(純資産の区分)

第37条 純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金(又は欠損金)に区分する。

- 2 資本金は、個別法第6条に規定する政府出資金及びその他の出資金とする。
- 3 資本剰余金は、資本取引により生じた資本剰余金から施設費等で取得した固定資産に係る損益外減価償却累計額を控除した額とする。なお、贈与資本及び評価替資本に係る取引のほか施設費等によって固定資産を取得する取引が含まれる。
- 4 利益剰余金(又は欠損金)は、次に掲げるものとする。
 - 一 通則法第44条第1項の規定する積立金
 - 二 個別法において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金
 - 三 通則法第44条第3項の規定により中期計画で定める使途に充てるために使途ごとに適当な名称を付した積立金
 - 四 当期末処分利益(損失)

第8章 調達

(調達の基本方針)

第38条 調達業務の実施に当たっては公正かつ適正に行わなければならない。

(契約の方法)

第39条 売買、賃貸借、請負その他の契約を締結しようとする場合は、競争に付さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、随意契約によることができる。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
 - 二 緊急を要する場合で競争に付することができない場合
 - 三 競争に付することが不利と認められる場合
 - 四 その他業務の遂行上必要がある場合
- 2 競争に付す場合には、ホームページ等により公告した上で、入札のほか、見積り合せ、公募、総合評価等、別に定める方法をもって行うものとする。
 - 3 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法、その他競争について必要な事項は、別に定める。

(予定価格)

第40条 契約を締結しようとするときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質が予定価格の定めを要しないと認められるものについては、これを省略することができる。

(契約相手方の決定)

第41条 理事長は、競争により契約を締結しようとする場合は、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みした者を、契約の相手方とするものとする。

- 2 理事長は、申込みの価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が

なされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、他の者のうち最低の価格をもって申込みした者を、契約の相手方とすることができる。

- 3 理事長は、契約の性質又は目的から第1項の規定によることが適切でないと判断する場合は、あらかじめ競争参加者にその旨を伝え、価格を含め総合的に最も優位な申込みをした者を、契約の相手方とすることができる。

(入札及び契約の保証)

第42条 競争入札をするときは、参加する者からその者の見積金額の100分の5以上の保証金を、契約を締結するときは、契約の相手方から契約金額の100分の10以上の保証金をそれぞれ納めさせなければならない。ただし、軽易な契約又は契約の性質上その必要がないと認められる場合は、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- 2 工事に係る請負契約については、相手方をして金銭保証人又は履行保証保険その他役務的保証機能として認めるものをたてさせることにより、前項の契約保証金の納付に代えることができる。

(契約書の作成)

第43条 理事長は、契約の相手方を決定したときは、契約の内容、目的、契約金額、履行期限、契約保証に関する事項その他履行に関する必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

- 2 前項ただし書の規定により契約書の作成を省略する場合において、契約の履行を確保するために必要があると認められるものについては、請書を徴するものとする。

(理事会の承認)

第44条 航海訓練所において業務遂行上特に重要と認める契約を締結しようとする場合は、あらかじめ理事会の決議を経なければならない。

(契約履行の確保)

第45条 理事長は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は任命した監督員に命じて、その履行の状況を監督するものとする。ただし、契約の性質又は内容が監督を要しないものと認められるものについては、この限りでない。

- 2 理事長は、契約の適正な給付の完了を確認するため、自ら又は任命した検査員に命じて、その履行が適正に行われたかを検査するものとする。ただし、給付内容が軽易である契約については、検査に代えて完了確認を行うことができる。

(調達の特例)

第46条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定その他の国際約束を実施するため、航海訓練所の締結する契約のうち、国際約束の適用を受けるものに関する事務の取り扱いについては、別に定める。

(談合防止)

第47条 事務局長は、公正な取引方法等の競争を制限し又は阻害する行為等が発覚又は疑い等が発生した場合は、速やかに理事長に報告するとともに、その事実確認を行い、公正取引委員会等に通報するなど適正な処理をしなければならない。

第9章 予算

(予算実施計画の作成)

第48条 理事長は、毎会計年度開始前に通則法第31条第1項に規定する年度計画による予算計画、収支計画及び資金計画に基づき、予算の実施計画（以下「予算実施計画」という。）を作成するものとする。

- 2 航海訓練所の収入及び支出は、予算実施計画に基づいて行うものとする。
- 3 第1項の規定による予算実施計画においては、必要に応じ項目及び細目に区分するものとする。
- 4 理事長が必要と認めるときは、予算実施計画を変更することができる。

(予算の執行)

第49条 予算は、管理簿等によって執行状況を常に明らかにしておくものとする。

第10章 決算

(月次及び中間決算)

第50条 事務局長は、月次及び中間の財政状態を明らかにするため、別に定める書類を作成し、所定の日までに理事長に報告するものとする。

(期末決算)

第51条 事務局長は、毎会計年度末における資産及び負債の残高並びに当該期間における損益に関し真正な数値を把握するために帳簿等の締切り、資産の評価、債権及び債務の整理並びに決算整理を行い、次に掲げる書類を作成しなければならない。

- 一 貸借対照表
- 二 損益計算書
- 三 キャッシュ・フロー計算書
- 四 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 五 行政サービス実施コスト計算書
- 六 附属明細書
- 七 決算報告書

- 2 前項の規定により作成された期末決算書類は、理事会の承認を得なければならない。

第11章 内部監査

(内部監査)

第52条 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、必要と認めるときは、特に命令した職員に内部監査を行わせるものとする。

第12章 弁償責任

(責任)

第53条 役職員は、財務及び会計に関し適用又は準用される法令並びにこの規程に準拠し、善良な管理者の注意をもってそれぞれの職務を行うものとする。

- 2 役職員は、故意又は重大な過失により、前項の規定に違反して、航海訓練所に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(固定資産等の使用者の責任)

第54条 役職員は、故意又は重大な過失により、業務の遂行上使用する航海訓練所の固

定資産及びその他の物品を亡失又は損傷した場合には、その損害を弁償する責に任ずるものとする。

(弁償責任の決定及び弁償命令)

第55条 理事長は、役職員が航海訓練所に損害を与えたときは、弁償の要否及び弁償額を決定するものとする。

第13章 雑則

(実施に関し必要な事項)

第56条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月27日訓練所規程第3号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓練所規程第14号)

この規程は、平成20年3月31日から施行する。